

津市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 26 日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 渡 邊 晃 一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項に基づく監査（以下「行政監査」という。）
- 2 法第199条第7項に基づく監査（以下「指定管理者監査」という。）

第3 監査のテーマ

指定管理者制度に関する事務の執行について

第4 監査の目的

指定管理者制度は、法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に代行させる制度であり、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とするものである。

本市では、市町村合併当初から、文教施設、社会福祉施設、レクリエーション・スポーツ施設など、全ての世代が利用する施設において指定管理者制度の導入を拡大してきており、株式会社、社会福祉法人、NPO法人など、多様な形態の法人によって、専門分野の経験を活かした市民サービスが提供されている。

一方、近年では、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による施設の休止、外出自粛による利用者数の減少や、ロシアのウクライナ侵攻、円安を背景としたエネルギー価格の上昇等による物価高騰が続いており、コロナ禍、世界情勢の変化は、施設の運営面、経営面に大きな影響を与えたものと考えられる。

そこで、コロナ禍、世界情勢の変化があった令和2年度から令和4年度までを対象期間とし、公の施設の設置者である市が、指定管理者の施設運営に対して適正な評価、指導・助言を行っているかを検証するとともに、指定管理者が制度の目的に沿って適正な施設運営を行っているかを検証することにより、今後の更なる市民サービスの向上に資することを目的とし

て監査を実施した。

第5 監査の対象

(1) 行政監査

令和2年度から令和4年度までにおいて、指定管理者制度が導入されている地区集会所を除く68施設のうち、令和6年2月から3月にかけて実施した実態調査結果を踏まえて選定した15施設を所管する10所属

(2) 指定管理者監査

行政監査の対象となった15施設の12指定管理者

対象施設	指定管理者	所管部局
津市北長野共同ライスセンター	北長野農家組合	美里総合支所地域振興課
津市北長野共同育苗センター		
津市北長野共同粃殻炭化施設		
津市まん中こども館	特定非営利活動法人津子どもNPOセンター	健康福祉部こども家庭センター
津市リバーパーク真見	リバーパーク真見管理組合	白山総合支所地域振興課
津市伊勢湾ヘリポート	株式会社伊勢湾ヘリポート	都市計画部交通政策課
津市橋南市民センター	橋南市民センター運営委員会	市民部市民交流課
津市労働会館	一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター	商工観光部商業振興労政課
津市勤労者福祉センター		
津市たるみ老人福祉センター	社会福祉法人津市社会福祉事業団	健康福祉部高齢福祉課
津市久居アルスプラザ	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	スポーツ文化振興部文化振興課
津市久居老人福祉セ	社会福祉法人自由学苑	久居総合支所福祉課

ンター	福祉会	
津市まん中老人福祉センター	社会福祉法人津市社会福祉協議会	健康福祉部高齢福祉課
津市産業・スポーツセンター	津市スポーツ・メッセネットワーク	スポーツ文化振興部 スポーツ振興課
津市民テニスコート	三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ	スポーツ文化振興部 スポーツ振興課

(3) 対象年度

令和２年度から令和４年度まで

第６ 監査の期間

令和６年４月１０日から同年７月９日まで

第７ 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局から提出を受けた関係諸帳簿、指定管理業務に係る出納関係帳簿等を対象施設等において調査するとともに、関係職員及び施設管理責任者に説明を求めた。

１ 行政監査

- (1) 事業計画書及び事業報告書の提出は適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定・支払・精算は適正に行われているか。
- (3) 管理運営の評価・検証は適正に行われているか。
- (4) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適正に行われているか。

２ 指定管理者監査

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより適正に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 利用料金の設定・収納、使用許可及び利用料金の減免手続は適正になされているか。
- (4) 施設管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (5) 財産管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者の平等利用、利便性の向上に努めているか。

第8 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

(1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの

(2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第9 監査の結果

1 津市北長野共同ライスセンター、津市北長野共同育苗センター、津市北長野共同粃殻炭化施設（美里総合支所地域振興課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

農業の振興と農家の経済向上を図るため

イ 導入年度：平成19年度

ウ 指定管理業務の範囲

(7) センターの使用の許可に関する業務

(4) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(7) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：北長野農家組合

(3) 選定方法：非公募

(4) 指定管理料の有無：無し

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和4年度）

ア 収入：407万8,386円

イ 支出：273万4,832円

ウ 収支差引：134万3,554円

(7) 主な施設利用の状況（令和4年度）

利用件数：36件

(8) 指定管理者総合評価（令和４年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

ア 利用料金設定の未承認について（指摘）

津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例第 14 条第 2 項において、当該施設の利用料金は、「別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」とされている。

しかしながら、市長の承認手続がなされていない上、育苗センターの利用料金については、条例で定める金額とは異なる金額で利用料金が徴収されていた。

今後はこのようなことがないよう、同条例を遵守されたい。

イ 事業計画の未提出について（指摘）

当該施設の指定管理者基本協定書には、翌年度の事業計画を毎年 1 月 30 日までに提出する旨が規定されている。

しかしながら、いずれの年度においても提出がされておらず、事業計画を確認することがないままに年度協定書が締結されていた。

今後は、基本協定書の規定を遵守し、事業計画の確認を徹底されたい。

ウ 指定管理の在り方の見直しについて（意見）

3 施設の利用料金収入は近隣の類似施設との競合等により減少傾向にあり、令和４年度は前年から 90 万 6,130 円減の 199 万 6,150 円となった。加えて施設の老朽化に伴い修繕費は増加傾向にあることから、前年度繰越金を除いた令和４年度の収支は 73 万 8,667 円の赤字となっている。

また、施設を運営する指定管理者については、構成員の高齢化が進んでおり、作業員の確保が困難になりつつある。

今後、指定管理者による施設を運営していくためには、指定管理料が必要となってくると見込まれることから、施設の現状や課題を踏まえた上で、指定管理期間が終了するまでに、指定管理の在り方の見直しについて検討されたい。

2 津市まん中こども館（健康福祉部こども家庭センター）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

児童の健全育成を図るため

イ 導入年度：平成25年度

ウ 指定管理業務の範囲

(7) こども館の使用の許可に関する業務

(4) こども館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(7) その他津市が必要と認める業務

(2) 指定管理者：特定非営利活動法人 津子どもNPOセンター

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

(令和4年度：2,464万8,000円)

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和4年度）

ア 収入：2,570万2,000円

イ 支出：2,570万2,000円

ウ 収支差引：0円

(7) 主な施設利用の状況（令和4年度）

利用者数：6,869人

(8) 指定管理者総合評価（令和4年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

委託料に係る消費税の取扱いについて（意見）

津市まん中こども館の指定管理業務については、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するため、消費税法第6条の規定により、委託料は非課税とすべきところ、令和2年度の年度協定書における委託料の金額について、「金24,648,148円（消費税額及び地方消費税額金2,240,740円を含む。）」と誤った記載がなされていた。

令和3年度以降は、非課税扱いの表記に改まっていたものの、相手方が消費税を納税していた場合は、消費税相当額が過払いとなることから、今後はこのようなことがないよう、委託料に係る消費税

の取扱いには十分に注意されたい。

3 津市リバーパーク真見（白山総合支所地域振興課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

豊かな自然に恵まれた田園を活用して多様化する都市住民のニーズにこたえ、農業を通じてゆとりある余暇とやすらぎの空間を提供することにより、都市住民と農村地域との交流を深め、もって地域の活性化を促進するため

イ 導入年度：平成18年度

ウ 指定管理業務の範囲

(7) リバーパークの施設の使用の許可に関する業務

(4) リバーパークの施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(7) リバーパークを使用する者に対する技術指導、助言その他営農指導に関する業務

(5) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：リバーパーク真見管理組合

(3) 選定方法：非公募

(4) 指定管理料の有無：無し

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和4年度）

ア 収入：1,083万4,249円

イ 支出：1,026万320円

ウ 収支差引：57万3,929円

(7) 主な施設利用の状況（令和4年度）

利用件数：22棟

(8) 指定管理者総合評価（令和4年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

ア 条例施行規則を遵守した浄化槽管理費の徴収について（指摘）

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第16条第2項（別表第1）の備考4において、滞在型施設を長期に使用する場合の利用料金には浄化槽管理費等を「含まないものとする」と定め、

条例施行規則第9条第2項（以下「規則」という。）では、浄化槽管理費は実費の合計額を指定管理者が交付する納入通知書により納入しなければならないとされている。

過去の監査において、滞在型施設の浄化槽管理費を実費で徴収せず、利用料金に含めて一律25,000円を徴収していたため、規則に矛盾しているとの指摘がなされ、施設所管課より、規則に基づき浄化槽管理費を適正に徴収、処理を行うよう改めたとの措置報告がなされた。

しかしながら、依然として、指定管理者は一律25,000円を浄化槽管理費として徴収しており、利用料金と区分されてはいるものの、実費による浄化槽管理費を徴収していなかった。

長年にわたり規則違反の状態が続いていることから、早急に実費で浄化槽管理費を徴収する方法を検討し、規則違反状態を解消されたい。

イ 利用料金設定の未承認等について（指摘）

津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例第16条第2項において、利用料金は「別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」とされ、別表第2において、津市リバーパーク真見の設備器具（小型耕運機）の利用料金が定められている。

しかしながら、設備器具の利用料金については、市長の承認手続がなされていない上、条例で定める金額とは異なる金額で利用料金が徴収されていた。

また、当該設備器具は津市物品会計規則で定める備品台帳に登載されていないことから、利用料金承認手続と合わせて、所要の措置を講じられたい。

4 津市伊勢湾ヘリポート（都市計画部交通政策課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

ヘリコプターによる旅客又は貨物の運送等の用に供することにより、航空交通の推進を図り、もって本市の発展及び住民等の福祉の増進に寄与するため

イ 導入年度：平成18年度

ウ 指定管理業務の範囲

- (7) ヘリポートの使用の許可に関する業務
- (4) ヘリポートの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (7) その他市長が必要と認める業務
- (2) 指定管理者：株式会社伊勢湾ヘリポート
- (3) 選定方法：非公募
- (4) 指定管理料の有無：無し
- (5) 指定管理料の精算の有無：無し
- (6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）
 - ア 収入：６千８７６万２，０９１円
 - イ 支出：６千７８３万２，３５０円
 - ウ 収支差引： ９２万９，７４１円
- (7) 主な施設利用の状況（令和４年度）
 - 利用件数：１，０７４件
- (8) 指定管理者総合評価（令和４年度）
 - ア やや悪いの数：無し
 - イ 悪いの数：無し
- (9) 講評
 - ア 行政監査

指定管理業務に係る事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、施設運営の合理化に努めていると認められた。
 - イ 指定管理者監査

監査した限りにおいて、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が指定管理者制度の目的に沿って行われているものと認められた。

５ 津市橋南市民センター（市民部市民交流課）

- (1) 施設の概要
 - ア 設置目的

住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与するため
 - イ 導入年度：平成１８年度
 - ウ 指定管理業務の範囲
 - (7) センターの使用の許可に関する業務

- (ｲ) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ｴ) その他市長が必要と認める業務
- (2) 指定管理者：橋南市民センター運営委員会
- (3) 選定方法：非公募
- (4) 指定管理料の有無：有り
(令和４年度：９１８万３，０００円)
- (5) 指定管理料の精算の有無：無し
- (6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）
 - ア 収入：１，１８４万９，１７３円
 - イ 支出：１，０２２万３，２８４円
 - ウ 収支差引：１６２万５，８８９円
- (7) 主な施設利用の状況（令和４年度）
 - 利用件数：１，７３６件
- (8) 指定管理者総合評価（令和４年度）
 - ア やや悪いの数：無し
 - イ 悪いの数：無し
- (9) 講評

利用実態に即した対応について（意見）

津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例施行規則第５条において、センターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の１月前の日から当日までの間に市民センター使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないと定められているが、特定の団体について、前年度に年間通しての使用許可及び減免申請を任意の借用依頼の文書で受付し、一括して年間の使用許可及び免除決定しているものが確認された。

施設所管課として、センター利用の実態を十分に把握し、指定管理者と協議しながら、利用実態に即するよう、対応を図られたい。

6 津市労働会館（商工観光部商業振興労政課）

- (1) 施設の概要
 - ア 設置目的
勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため
 - イ 導入年度：平成１８年度
 - ウ 指定管理業務の範囲

- (7) 会館の使用の許可に関する業務
- (4) 条例第4条に規定する業務の実施に関する事
- (7) 会館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (エ) その他市長が必要と認める業務
- (2) 指定管理者：一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター
- (3) 選定方法：非公募
- (4) 指定管理料の有無：無し
- (5) 指定管理料の精算の有無：無し
- (6) 指定管理者の経営状況（令和4年度）
 - ア 収入：114万5円
 - イ 支出：142万5,349円
 - ウ 収支差引：▲28万5,344円
- (7) 主な施設利用の状況（令和4年度）
 - 利用者数：4団体
- (8) 指定管理者総合評価（令和4年度）
 - ア やや悪いの数：無し
 - イ 悪いの数：無し
- (9) 講評

利用実態に即した対応について（意見）

津市労働会館は、特定の団体が、施設を事務所として年間にわたり継続利用しており、津市労働会館の設置及び管理に関する条例と施設の利用実態に相違があることから、公平利用の観点において、実態に即するよう対応を図られたい。

7 津市勤労者福祉センター（商工観光部商業振興労政課）

- (1) 施設の概要
 - ア 設置目的
 - 勤労者の福祉の増進と勤労意欲の高揚を図るため
 - イ 導入年度：平成23年度
 - ウ 指定管理業務の範囲
 - (7) サン・ワーク津の使用の許可に関する業務
 - (4) サン・ワーク津の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
 - (7) サン・ワーク津の設置目的に沿った自主事業計画に基づき推進する事業に関する業務

(エ) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

(令和４年度：４２０万円)

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）

ア 収入：１，３６６万８，８６０円

イ 支出：１，３３１万７，３８６円

ウ 収支差引：３５万１，４７４円

(7) 主な施設利用の状況（令和４年度）

利用件数：１，４１５件

(8) 指定管理者総合評価（令和４年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

ア 行政監査

指定管理業務に係る事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、施設運営の合理化に努めていると認められた。

イ 指定管理者監査

監査した限りにおいて、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が指定管理者制度の目的に沿って行われているものと認められた。

8 津市たるみ老人福祉センター（健康福祉部高齢福祉課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

老人の福祉増進を図るため

イ 導入年度：平成１８年度

ウ 指定管理業務の範囲

(ｱ) センターの使用の許可に関する業務

(ｲ) 施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(ｳ) その他津市が必要とする業務

(2) 指定管理者：社会福祉法人津市社会福祉事業団

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

(令和4年度：2,526万3,000円)

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和4年度）

ア 収入：2,526万9,970円

イ 支出：2,552万6円

ウ 収支差引：▲25万36円

(7) 主な施設利用の状況（令和4年度）

利用者数：3万3,009人

(8) 指定管理者総合評価（令和4年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

ア 委託料に係る消費税の取扱いについて（意見）

津市たるみ老人福祉センターの指定管理業務については、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するため、消費税法第6条の規定により、委託料は非課税とすべきところ、令和2年度の年度協定書における委託料の金額について、「金25,260,000円（消費税額及び地方消費税額金229万6,368円を含む。）」と誤った記載がなされていた。

令和3年度以降は、非課税扱いの表記に改まっていたものの、相手方が消費税を納税していた場合は、消費税相当額が過払いとなることから、今後はこのようなことがないよう、委託料に係る消費税の取扱いには十分に注意されたい。

イ 利用実態に即した対応について（意見）

津市たるみ老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条において、センターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の1月前の日から当日までの間に、使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならないと定められているが、1月以上前の日付の使用許可申請に対し使用を許可しているものや年度当初に一括して年間の使用を許可しているものが確認された。

施設所管課として、センター利用の実態を十分に把握し、指定管理者と協議しながら、利用実態に即するよう、対応を図られたい。

9 津市久居アルスプラザ（スポーツ文化振興部文化振興課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

本市における文化芸術の振興を図り、もって地域の再生及び活性化に資するため

イ 導入年度：令和元年度

ウ 指定管理業務の範囲

- (ｱ) 文化芸術事業の企画及び実施に関する業務
- (ｲ) プラザの使用の許可に関する業務
- (ｳ) プラザの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ｴ) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

（令和４年度：１億６，１６３万１，８６５円）

(5) 指定管理料の精算の有無：有り

(6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）

ア 収入：２億１，２４６万８，３２３円

イ 支出：２億２，００８万９，６５０円

ウ 収支差引：▲７６２万１，３２７円

(7) 主な施設利用の状況（令和４年度）

延べ利用日数：３，６９７日

(8) 指定管理者総合評価（令和４年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：１項目

(9) 講評

ア 行政監査

指定管理業務に係る事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、施設運営の合理化に努めていると認められた。

イ 指定管理者監査

監査した限りにおいて、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が指定管理者制度の目的に沿って行われているものと認められた。

10 津市久居老人福祉センター（久居総合支所福祉課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

老人福祉の増進を図るとともに、隣接する保育園の幼児との世代を越えた触れ合いを図る拠点とするため

イ 導入年度：平成16年度

ウ 指定管理業務の範囲

- (ア) 条例第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (イ) センターの使用の許可に関する業務
- (ロ) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ハ) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：社会福祉法人自由学苑福祉会

(3) 選定方法：非公募

(4) 指定管理料の有無：有り

（令和4年度：4,070万円）

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和4年度）

ア 収入：4,071万5,276円

イ 支出：4,071万4,455円

ウ 収支差引：821円

(7) 主な施設利用の状況（令和4年度）

利用者数：2万3,871人

(8) 指定管理者総合評価（令和4年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

委託料に係る消費税の取扱いについて（意見）

津市久居老人福祉センターの指定管理業務については、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するため、消費税法第6条の規定により、委託料は非課税とすべきところ、令和2年度から令和4年度までの

年度協定書における委託料の金額について、「金４０，７００，０００円（消費税額及び地方消費税額金３，７００，０００円を含む。）」と誤った記載がなされていた。

相手方が消費税を納税していた場合は、消費税相当額が過払いとなることから、今後はこのようなことがないよう、委託料に係る消費税の取扱いには十分に注意されたい。

11 津市まん中老人福祉センター（健康福祉部高齢福祉課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

老人の福祉増進を図るため

イ 導入年度：平成２４年度

ウ 指定管理業務の範囲

- (ｱ) センターの使用の許可に関する業務
- (ｲ) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ｳ) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：社会福祉法人津市社会福祉協議会

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

（令和４年度：１，０８３万６，０００円）

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）

ア 収入：１，０８３万６，０００円

イ 支出：１，０９８万６，００２円

ウ 収支差引：▲１５万２円

(7) 主な施設利用の状況（令和４年度）

利用者数：７，１５４人

(8) 指定管理者総合評価（令和４年度）

ア やや悪いの数：無し

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

ア 委託料に係る消費税の取扱いについて（意見）

津市まん中老人福祉センターの指定管理業務については、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するため、消費税法第６条の規定によ

り、委託料は非課税とすべきところ、令和２年度の年度協定書における委託料の金額について、「金１０，９１２，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）」と誤った記載がなされていた。

令和３年度以降は、非課税扱いの表記に改まっていたものの、相手方が消費税を納税していた場合は、消費税相当額が過払いとなることから、今後はこのようなことがないように、委託料に係る消費税の取扱いには十分に注意されたい。

イ 指定管理料に見合う利用者数の確保について（意見）

津市まん中老人福祉センターにおける令和２年度から令和４年度までの利用者数について、令和２年度は１万１，１４１人、令和３年度は７，４９４人、令和４年度は７，１５４人と年々減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響、立地条件、施設の設備に違いはあるものの、他の老人福祉センターと比べると低調な利用状況となっている。

老人の福祉増進を図るための指定管理料に見合う利用者数を確保するよう、市と指定管理者が連携を深めて、施設の更なる利用促進に取り組まれない。

12 津市産業・スポーツセンター（スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

本市における産業及びスポーツの振興並びにレクリエーションの増進を図るため

イ 導入年度：平成２８年度

ウ 指定管理業務の範囲

- (ｱ) 条例第５条に規定する事業の実施に関する業務
- (ｲ) センターの使用の許可に関する業務
- (ｳ) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ｴ) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：津市スポーツ・メッセネットワーク

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

(令和４年度：１億７，９３０万円)

(5) 指定管理料の精算の有無：有り

(6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）

ア 収入：３億９，３６７万６，０３９円

イ 支出：４億３，６０７万４，５００円

ウ 収支差引：▲４，２３９万８，４６１円

(7) 主な施設利用の状況（令和４年度）

利用者数：５１万４，１７１人

(8) 指定管理者総合評価（令和４年度）

ア やや悪いの数：２項目

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

ア 行政監査

指定管理業務に係る事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、施設運営の合理化に努めていると認められた。

イ 指定管理者監査

監査した限りにおいて、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が指定管理者制度の目的に沿って行われているものと認められた。

13 津市民テニスコート（スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

(1) 施設の概要

ア 設置目的

住民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため

イ 導入年度：令和３年度

ウ 指定管理業務の範囲

(ｱ) 津市民テニスコートの使用の許可に関する業務

(ｲ) 津市民テニスコートの施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(ｳ) その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理者：三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ

(3) 選定方法：公募

(4) 指定管理料の有無：有り

（令和４年度：３，５１４万１，０００円）

(5) 指定管理料の精算の有無：無し

(6) 指定管理者の経営状況（令和４年度）

ア 収入：４，９０１万８４９円

イ 支出：３，５１８万７，１９７円

ウ 収支差引：１，３８２万３，６５２円

(7) 主な施設利用の状況（令和４年度）

利用者数：１万３，７９５人

(8) 指定管理者総合評価（令和４年度）

ア やや悪いの数：１項目

イ 悪いの数：無し

(9) 講評

適正利益の考え方の整理について（意見）

令和３年度と令和４年度の年度協定書には、指定管理業務における収入が支出を超えた場合の金額が、客観的に過大と認められる場合には、協議の上、適切な対応を図る旨が規定されている。

令和３年度と令和４年度の収支状況を見ると、令和３年度は１，２６３万５，７３７円、令和４年度は１，３８２万３，６５２円のプラス収支が生じているが、指定管理者の自己努力によるものとして、当該年度において指定管理料の減額等の対応はされていなかった。

２年連続で多額のプラス収支となった要因を分析し、今後の指定管理料の適正な積算に努めるとともに、適正利益の考え方について整理されたい。

第10 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

1 消費税に係る事務処理について

令和５年７月に、障害者総合支援法に基づく相談支援事業に係る委託料の消費税を非課税と誤認している自治体が多いとの報道があり、自治体における消費税に係る事務処理には、一定のリスクが潜んでいることを認識した。

また、同年１０月には、インボイス制度が開始され、自治体、指定管理者においても制度への対応が求められることとなった。

そこで、消費税に係る事務処理についても、着眼点の一つとして監査を実施したところ、監査結果において、複数の所属に意見するに至った。

消費税については制度が複雑で、課税・非課税の判断が難しい側面もあるが、委託料にかかる消費税の支払いは、市として役務の提供を受けた対価に課された担税者としての義務の履行であり、かつ公金支出の一部であるから、その事務処理に当たっては、公務員として、相当の注意が求められることは言うまでもない。

本件監査の結果、他の自治体の事例等を参考にし、特に福祉分野の委託料を中心に、過年度の消費税に係る事務処理について総点検し、事案に応じて適切に対処することを望む。

2 指定管理料の適正な積算及び精算の検討について

指定管理者制度を導入している施設には、利用料金収入等の範囲内で指定管理業務に係る経費を賄うことができ、指定管理料が発生しない施設がある一方で、利用料金収入等だけでは指定管理業務に係る経費を賄うことができない場合や、利用料金が無料の施設は、指定管理料が発生している。

指定管理料が発生する施設においては、過去の指定管理業務に係る収支実績等に基づき、市として十分な積算根拠を持って予算計上し、指定管理者と協議した上で、年度協定書を締結すべきところ、指定管理者が収支計画書で提示した指定管理料と同額で、漫然と年度協定書を締結している施設が散見された。施設によっては、収支計画と収支実績が大きく乖離し、結果として指定管理料が過大になっていると考えられる施設も確認された。

指定管理者制度を導入する目的は、最少の経費で最大の効果を挙げることにある。指定管理料が発生する施設においては、十分な根拠に基づく適正な積算に努めるとともに、収支の変動が大きい施設にあっては、指定管理者へのインセンティブを考慮しつつ、変動要素の実績に応じて、指定管理料を精算することについても検討されたい。

3 総合評価の形骸化について

指定管理者制度導入施設の管理・運営が、協定等に従って適切かつ確実にサービスの提供がなされているか否かを判断するため、モニタリング評価及び総合評価を実施することとされており、本件監査の対象施設については、所管部局により、おおむね適正な評価が行われていた。

しかしながら、一部の施設では、「報告書等の整理及び提出」の評価項目において、協定等に基づく必要な書類が提出されていないにもかかわらず、検証結果は「報告書等は整理されており、協定書に基づく期限内に提出された。」と評価されているものや、「収支決算状況」の評価項目において、指定管理者における事業別の予算金額と決算金額が大きく乖離し、別事業に流用されているにもかかわらず、「当初計画の範囲内において執行されていた。」と評価されているなど、総合評価が形骸化していると思われる施設も確認された。

総合評価を実施する目的は、施設の所管部局が施設の管理・運営状況等を的確に把握し、適切な指導・助言を行うことを通じて、総合評価の結果を更なる施設の利便性の向上や施設運営の改善につなげていくことにある。

本市における総合評価の方法は、所管部局による自己評価となっており、総合評価の機能が十分に働いているとは言い難い。

客観的な視点による外部評価制度導入を検討するなど、評価・検証の実効性を高める仕組みを構築し、総合評価の結果を施設の管理・運営の改善につなげることにより、更なる市民サービスの向上と経費の縮減に努められたい。

以上